栃木県公報

平成15年
10月24日(金)
第1507号

目　　次

告　　示

○土地改良区の解散の認可……1211
○道路の供用開始……1211
○道路の位置指定……1212
○道路位置の変更指定……1213
○位置指定道路の廃止……1213
○事業の認定……1213

公　　告

○大規模小売店舗の変更の届出……1215
○都市計画の構想に関する公聴会の開催……1216

選挙管理委員会

○栃木県議会議員選挙那須郡東部選挙区における当選の無効……1220

公安委員会

○遊技機の型式の検定……1220

正　　誤

○第1474号中……1225
○第1503号中……1226
○第1504号中……1226

告　　示

栃木県告示第580号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第２項の規定により、次の土地改良区の総会の議決による解散を認可したので、同条第３項の規定により公告する。

平成15年10月24日

栃木県知事　福　田　昭　夫

土地改良区名	認可年月日
中岡本土地改良区	平成15年10月15日

（農地計画課）

栃木県告示第581号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県土木部道路維持課において、平成15年10月24日から同年11月25日まで一般の縦覧に供する。

平成15年10月24日

栃木県知事　福　田　昭　夫

整理番号	路　線　名	供　用　開　始　の　区　間	供用開始の期日
	一般国道２９４号	那須郡烏山町大字野上703-2から 那須郡烏山町大字野上1194-4まで	平成15年10月24日
５１	主要地方道 水戸茂木線	芳賀郡茂木町大字三坂36-1から 芳賀郡茂木町大字茂木560-2まで	平成15年10月24日
１５９	一般県道 小林逆面線	河内郡上河内町大字宮山田177から 河内郡上河内町大字宮山田119まで	平成15年10月24日
１９３	一般県道 雀宮真岡線	宇都宮市東谷町字下原12-5から 宇都宮市東谷町字下原12-1まで	平成15年10月24日
２３３	一般県道 小川大金停車場線	那須郡小川町大字三輪字欠下75-2から 那須郡小川町大字三輪字要害26-3まで	平成15年10月24日

（道路維持課）

栃木県告示第582号

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号の規定に基づき、道路の位置を次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。

平成15年10月24日

栃木県知事　福　田　昭　夫

整理番号	道路の築造者住所氏名	道路の位置	道路の幅員及び延長	指定年月日	所管の土木事務所
1	大田原市実取311 森隆二郎	大田原市富士見一丁目1606-263の一部	幅員　6.00m 延長　26.51m	平成15年7月28日	大田原土木事務所
2	文京区本郷5丁目1-16 ㈱大興リゾート ㈹福田光昭	那須町大字高久丙字海道上407-42、5617、5621、5624	幅員　4.61～6.32m 延長211.04m	平成15年8月12日	大田原土木事務所
3	黒磯市鍋掛1475-309 金子隆幸	黒磯市豊浦字豊浦10-19、-44～-46、-453、-515、-517、-521～-523、-635、-641、-642	幅員　4.20～6.24m 延長249.02m	平成15年8月13日	大田原土木事務所
4	足立区千住５丁目7-12 篠崎あさ	那須町大字高久甲字喰木原6361-3、-4、-8、-9、-17、-31、-87	幅員　4.24m 延長　90.71m	平成15年8月29日	大田原土木事務所
5	大和市大和東２丁目3-19 小沢玲子	那須町大字高久甲字坂ノ上600-12～-14、-124～-126	幅員　4.24m 延長　38.51m	平成15年9月3日	大田原土木事務所
6	那須町大字高久甲4300-1 サン・ノーブル・ホーム㈱ ㈹渡辺昇	那須町大字高久字四ッ川1777-508	幅員　6.20m 延長　54.77m	平成15年9月9日	大田原土木事務所
7	塩原町大字折戸148 ㈱塩原ゴルフクラブ ㈹田代義徳	塩原町大字上横林字上野山379-3、-5、-6字上坪144-3、-5	幅員　6.20 m 延長　52.10m	平成15年9月11日	大田原土木事務所

8	宇都宮市東宿郷３丁目1-9 トヨタウッドユーホーム㈱ ㈹中津正修	氏家町大字桜野字二ツ塚1262-5、-7	幅員　6.00m 延長 42.54m	平成15年 9月16日	矢　板 土木事務所
9	塩原町大字関谷1687-25 大野長徳	大田原市末広１丁目3623-36	幅員　6.00m 延長 18.03m	平成15年 9月19日	大　田　原 土木事務所
10	黒磯市豊浦南町88-118 黒磯土地建物㈱ ㈹大谷義明	黒磯市笹沼字中島原455-14	幅員　4.20m 延長 67.59m	平成15年 9月22日	大　田　原 土木事務所
11	黒磯市豊浦南町88-118 黒磯土地建物㈱ ㈹大谷義明	黒磯市埼玉字行田369-1	幅員　4.20m 延長 86.79m	平成15年 9月22日	大　田　原 土木事務所
12	佐野市大和町2584 柏倉カホル	佐野市植上町字新屋敷町1611-2、-4	幅員　4.00m 延長 23.72m	平成15年 10月１日	佐　野 土木事務所

栃木県告示第583号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号の規定に基づき、次のとおり道路の位置の変更の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。

平成15年10月24日

栃木県知事　福　田　昭　夫

整理番号	変更後の道路の位置	変更申請者の住所及び氏名又は名称	変更年月日及び番号	変更前の道路の位置の指定年月日及び番号	所管の土木事務所
1	大田原市浅香３丁目3711-28、-29の各一部	大田原市浅香３丁目3711-27 磯　利次	平成15年 ９月５日 第15018号	昭和43年 ７月25日 第30240号	大　田　原 土木事務所

栃木県告示第584号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号の規定に基づき位置の指定をした次の道路を廃止したので、公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。

平成15年10月24日

栃木県知事　福　田　昭　夫

整理番号	変更後の道路の位置	廃止申請者の住所及び氏名又は名称	廃止年月日及び番号	廃止前の道路の位置の指定年月日及び番号	所管の土木事務所
1	佐野市堀米町字朱雀町上通東1316-1、-2の各一部	佐野市奈良渕町628 安藤　宏	平成15年 10月６日 第03007号	昭和49年 １月19日 第83427号	佐　野 土木事務所

（建　築　課）

栃木県告示第585号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、事業の認定をしたので、

法第26条第１項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年10月24日

栃木県知事　福　田　昭　夫

1　起業者の名称

社会福祉法人　久寿福祉会

2　事業の種類

老人福祉施設（老人デイサービスセンター・痴呆性高齢者グループホーム）及び学童保育施設整備事業

3　起業地

(1)　収用の部分

栃木県鹿沼市樅山町字谷辻川地内

(2)　使用の部分

なし

4　事業の認定をした理由

(1)　法第20条第１号の要件への適合性について

本件事業は、法第３条第23号に掲げる「社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業の用に供する施設」に関するものであるため、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

(2)　法第20条第２号の要件への適合性について

本件事業の起業者は、昭和53年３月14日に設立された社会福祉法人久寿福祉会であるが、平成14年12月７日に開催された理事会兼役員会において本件事業を施行する意思決定を行っていること及び本件事業に必要な財源を予算措置することを確約していることから、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

(3)　法第20条第３号の要件への適合性について

ア　「鹿沼市高齢者総合保健福祉計画（2003～2007）」によれば鹿沼市における65歳以上の高齢者が人口に占める割合は平成14年６月末現在で19％を越え、年々増加する傾向にある。それに伴い介護サービスを必要とする高齢者も増加しつつあり、高齢者が、在宅介護、施設介護等のサービスを主体的かつ適切に選択し利用できるための環境づくりが急務となっている。

また、共働きが一般化し、母子家庭及び父子家庭が急増する等、児童及び家庭を取り巻く環境が変化する中で、市民の学童保育施設の増設の要望も強まっており、鹿沼市も「かぬま市民保健福祉基本計画」により学童保育の充実を図るとしている。

しかし、現状では鹿沼市内でも特に老人福祉施設や学童保育施設の利用希望者が多い本件事業の起業地周辺地区にはこれらの施設が整備されておらず、多くの住民が施設利用の機会を制限されている状況にある。

本件事業の施行により、老人デイサービスセンターにおいては、地域の高齢者にとって身近な場所で各人の希望にかなった回数のサービスの利用が可能となり、利用者の心身機能の維持向上に資するほか、施設による地域の高齢者に対する健康づくり教室の開催、介護相談等きめ細やかな福祉サービスの提供も可能となる。

また、デイサービスセンター内に居宅介護支援事業所を設置することにより、当該居宅介護支援事業所を身近な福祉の窓口として、地域住民が、介護保険の利用相談及び申請、ケアプランの作成、関係機関との調整等のサービスを利用できるようになる。

痴呆性高齢者グループホームにおいては、自宅での介護が困難な痴呆性高齢者が、家庭的な共同生活の中で専門的な介護を受けることにより、精神的にも安定して快適な生活を送ることが可能となる。

学童保育施設においては、地域の児童が、専任職員の指導等の下、地理的に利用しやすくかつ安全な環境の中で過ごすことができる。

さらに、施設整備に当たり、老人福祉施設と学童保育施設を同じ敷地に併設することにより、高齢者は、児童と交流することにより生きる喜び等を実感し、児童は高齢者を敬う優しい心が育まれる等の相乗効果が見込まれる。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいと認められる。

イ　一方、本件事業の施行により失われる公共の利益については、工事期間中の騒音、振動等に起因する周辺環境への影響が考えられる。しかし、本件事業の起業地は、周辺が田畑等の閑静な環境であり、隣

接する民家も少ないため、周辺環境への影響は小さいと考えられる。

よって、失われる公共の利益は小さいと認められる。

ウ　本件事業の起業地の候補地は3箇所存在するが、３つの候補地の優劣を比較検討した結果、本件起業地は、最も閑静な場所にあること、国道に隣接しており他の候補地よりも交通の便がよいこと、平坦であり、少ない費用での造成工事が可能であること等から最も適切であると認められる。

エ　アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる公共の利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる公共の利益よりも大きいと認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は、他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

以上により本件事業は法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

(4)　法第20条第４号の要件への適合性について

鹿沼市における高齢化に伴う老人福祉施設の利用希望者及び共働き家庭等の増加による学童保育施設の利用希望者の増加に対して、現在の鹿沼市内の既存施設だけでは住民が必要かつ十分なサービスを得られないという状況を踏まえると、本件事業はできるだけ早期に施行されるべき事業であると認められる。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、地域における老人福祉及び学童保育に対する住民の需要に応えるための施設の設置に必要な範囲であると認められる。さらに起業地の範囲は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないため、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

以上のような状況にかんがみれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

(5)　結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所

鹿沼市保健福祉部高齢福祉課

（用　　地　　課）

公　　告

○大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第５条第１項の規定により大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同法第６条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第８条第２項の規定により、意見を有する者は、平成16年２月24日までに知事に意見書を提出することができる。

平成15年10月24日

栃木県知事　　福　　田　　昭　　夫

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

テイセン鹿沼ショッピングセンター

鹿沼市睦町字川西城下344番地　外

2　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

帝國繊維株式会社

東京都中央区日本橋二丁目５番13号

3　変更の概要

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前10時（年間60日午前９時） 閉店時刻 午後９時（年間60日午	開店時刻 午前９時 閉店時刻 午後11時	平成15年11月１日

	後９時30分）		
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前９時30分から（年間60日午前８時30分から）午後９時30分まで（年間60日午後10時まで）	午前８時30分から午後11時30分まで	
荷さばきを行うことができる時間帯	午前６時から午後５時まで	午前６時から午後10時まで	

４　届出年月日
　平成15年10月16日
５　縦覧場所
　栃木県商工労働観光部経営支援課

（経 営 支 援 課）

○都市計画の構想に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第１項の規定に基づき都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定等に関する公聴会を開催するので、都市計画に関する公聴会運営要領（昭和44年栃木県告示第642号）第２条の規定により次のとおり公告し、同条第３号の都市計画の構想に係る図書を栃木県土木部都市計画課及び関係土木事務所において平成15年10月24日から同年11月７日まで縦覧に供する。

なお、同要領第３条の規定により、当該都市計画の構想について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに知事に意見申出書を提出することができる。

平成15年10月24日

栃木県知事　　福　　田　　昭　　夫

１　公聴会の日時及び場所

都市計画区域	関係市町	日時	場所
足利佐野都市計画区域	足利市 佐野市 田沼町 葛生町	平成15年11月27日(木) 午後６時から	佐野市浅沼町796 佐野市勤労者会館 （２階会議室）
		平成15年12月 1日(月) 午後６時から	足利市朝倉町264 足利市民プラザ （３階会議室）
小山栃木都市計画区域	小山市 栃木市 都賀町 大平町 岩舟町 藤岡町 野木町 国分寺町 南河内町	平成15年12月 2日(火) 午後６時から	岩舟町大字静2303 岩舟町文化会館（コスモスホール） （小ホール）
		平成15年12月３日(水) 午後６時から	栃木市日ノ出町14-36 栃木市市民会館 （講堂）
		平成15年12月４日(木) 午後６時から	小山市中央町1-1-1 小山市立文化センター （小ホール）

２　都市計画の構想
(1)　足利佐野都市計画区域
ア　足利佐野都市計画区域における整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の構想は、次のとおりである。
(ｱ)　都市計画の目標

a　計画区域

区　　分	市町名	範　　囲	面　　積
足利佐野都市計画区域	足　利　市	足利市の区域の全部	約17,782ha
	佐　野　市	佐野市の区域の全部	約 8,437ha
	田　沼　町	田沼町の区域の一部	約 2,598ha
	葛　生　町	葛生町の区域の一部	約 2,219ha
	計		約31,036ha

b　都市づくりの基本理念

(a)　首都圏への近接性や広域交通網を活かしたまちづくり

(b)　広域的な連携と独自の歴史性や地域性を生かしたまちづくり

(c)　公共交通ネットワークを活かした総合的な交通体系の構築

(d)　良好な営農環境の維持保全

(イ)　区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

a　区域区分の決定の有無

本都市計画においては、区域区分を定める。

b　区域区分を定める際の方針

(a)　おおむねの人口

本都市計画区域の将来における人口を次のとおり想定する。

区分＼年次	平　成　12　年	平　成　22　年
都市計画区域内人口	約276.1千人	約261.0千人
市街化区域内人口	約210.5千人	約203.0千人

(b)　産業の規模

本都市計画区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

区分＼年次		平　成　12　年	平　成　22　年
生産規模	工業出荷額	約8,684億円	約9,310億円
	卸小売販売額	約6,805億円	約8,223億円
就業構造	第1次産業	約 5.0千人（ 3.4%）	約 3.0千人（ 2.1%）
	第2次産業	約64.1千人（43.5%）	約58.0千人（40.3%）
	第3次産業	約78.2千人（53.1%）	約83.0千人（57.6%）

(c)　市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

本都市計画区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ、市街化の現況及び進展動向を考慮し、平成12年時点で市街化している区域及び当該区域に隣接しおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

年　　次	平　成　22　年
市街化区域面積	約6,137ha

(ｳ)　主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業及び自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針を定める。

イ　足利佐野都市計画区域における区域区分に関する都市計画の構想は、次のとおりである。

人口フレーム

区分＼年次	平　成　12　年	平　成　22　年
都市計画区域内人口	約276.1千人	約261.0千人
市街化区域内人口	約210.5千人	約203.0千人
配分する人口	－	約200.8千人
保留する人口	－	約　2.2千人
（特定保留）	－	0
（一般保留）	－	約　2.2千人

(2)　小山栃木都市計画区域

ア　小山栃木都市計画区域における整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の構想は、次のとおりである。

(ｱ)　都市計画の目標

a　計画区域

区　　分	市町名	範　　囲	面　　積
小山栃木都市計画区域	小山市	小山市の区域の全部	約17,161ha
	栃木市	栃木市の区域の全部	約12,206ha
	都賀町	都賀町の区域の全部	約3,052ha
	大平町	大平町の区域の全部	約3,980ha
	岩舟町	岩舟町の区域の全部	約4,674ha
	藤岡町	藤岡町の区域の全部	約6,045ha
	野木町	野木町の区域の全部	約3,025ha
	国分寺町	国分寺町の区域の全部	約2,080ha
	南河内町	南河内町の区域の全部	約3,135ha
	計		約55,358ha

b　都市づくりの基本理念

(a)　首都圏への近接性や広域交通網を活かしたまちづくり

(b)　県南の広域拠点の形成

(c)　公共交通ネットワークを活かした総合的な交通体系の構築

(d)　観光レクリエーション拠点の形成

(e)　良好な営農環境の維持保全

(ｲ)　区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

a　区域区分の決定の有無

本都市計画においては、区域区分を定める。

b　区域区分を定める際の方針

(a)　おおむねの人口

本都市計画区域の将来における人口を次のとおり想定する。

区分＼年次	平成12年	平成22年
都市計画区域内人口	約384.7千人	約394.0千人
市街化区域内人口	約251.3千人	約273.0千人

(b)　産業の規模

本都市計画区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

区分＼年次		平成12年	平成22年
生産規模	工業出荷額	約16,698億円	約19,297億円
	卸小売販売額	約10,405億円	約15,135億円
就業構造	第1次産業	約13.2千人（ 6.8%）	約 9.0千人（ 4.3%）
	第2次産業	約72.8千人（37.3%）	約77.0千人（36.8%）
	第3次産業	約108.9千人（55.9%）	約123.0千人（58.9%）

(c)　市街化区域のおおむねの規模及び現在市街化している区域との関係

本都市計画区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ、市街化の現況及び進展動向を考慮し、平成12年時点で市街化している区域及び当該区域に隣接しおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

年次	平成22年
市街化区域面積	約7,605ha

(ｳ)　主要な都市計画の決定の方針

土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業及び自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針を定める。

ｲ　小山栃木都市計画区域における区域区分に関する都市計画の構想は、次のとおりである。

(ｱ)　人口フレーム

区分＼年次	平成12年	平成22年
都市計画区域内人口	約384.7千人	約394.0千人
市街化区域内人口	約251.3千人	約273.0千人
配分する人口	－	約269.0千人
保留する人口	－	約　4.0千人

			（特定保留）	－	0
			（一般保留）	－	約　4.0千人

(ｲ)　新たに市街化区域又は市街化調整区域に編入する区域

地区番号	地　区　名	新たに市街化区域又は市街化調整区域に編入する土地の区域	市街化区域又は市街化調整区域への編入の別
1	惣社東地区	栃木市惣社町の区域の一部	市街化区域

（都 市 計 画 課）

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第79号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第251条の規定により、平成15年４月13日執行の栃木県議会議員選挙那須郡東部選挙区における次の者の当選が無効となったので、同法第107条の規定により告示する。

平成15年10月24日

栃木県選挙管理委員会委員長　　楡　木　良　裕

栃木県那須郡那須町大字湯本200番地　　人　見　　哲

公 安 委 員 会

栃木県公安委員会告示第41号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第４項の規定により申請のあった遊技機について、型式の検定をした結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第４号）第６条に規定する技術上の規格に適合すると認めたので、同規則第９条第１項の規定により告示する。

平成15年10月24日

栃木県公安委員会委員長　　吉　田　健　彦

	申請者の氏名又は名称及び住所			山佐株式会社 岡山県新見市高尾362番地の１
	代表者			佐　野　慎　一
	(1)	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
			遊技機の区分	規則第６条第２号
			型式名	ニューパルサーX
			製造業者名	山佐株式会社
		検定番号		栃公委第 340556 号
		検定の有効期間		公示の日（平成15年10月24日）から３年間
			遊技機の種類	回胴式遊技機

1	(2)	型式の概要	遊技機の区分	規則第６条第２号
			型　式　名	ピカゴロウ２
			製造業者名	山佐株式会社
		検定番号		栃公委第 340505 号
		検定の有効期間		公示の日（平成15年10月24日）から３年間
	(3)	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
			遊技機の区分	規則第６条第２号
			型　式　名	ウミニバン
			製造業者名	山佐株式会社
		検定番号		栃公委第 340598 号
		検定の有効期間		公示の日（平成15年10月24日）から３年間
	(4)	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
			遊技機の区分	規則第６条第２号
			型　式　名	キングパルサーエース
			製造業者名	山佐株式会社
		検定番号		栃公委第 340645 号
		検定の有効期間		公示の日（平成15年10月24日）から３年間
	(5)	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
			遊技機の区分	規則第６条第２号
			型　式　名	トゥエンティーセブンR
			製造業者名	山佐株式会社
		検定番号		栃公委第 340589 号
		検定の有効期間		公示の日（平成15年10月24日）から３年間
2	申請者の氏名又は名称及び住所			株式会社ラスター 東京都台東区台東四丁目13番21号
	代表者			河　田　節　子
	型式の概要		遊技機の種類	回胴式遊技機
			遊技機の区分	規則第６条第２号
			型　式　名	クロヒョウ

		製造業者名	株式会社ラスター
	検定番号		栃公委第 340636 号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年10月24日）から３年間
3	申請者の氏名又は名称及び住所		サミー株式会社 東京都豊島区東池袋二丁目23番２号
	代表者		里見　治
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	規則第６条第２号
		型式名	ホクトノケン
		製造業者名	サミー株式会社
	検定番号		栃公委第 340635 号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年10月24日）から３年間
4	申請者の氏名又は名称及び住所		アビリット株式会社 大阪府大阪市中央区南船場二丁目９番14号
	代表者		濱野準一
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	規則第６条第２号
		型式名	ミラクルボンバー―30
		製造業者名	アビリット株式会社
	検定番号		栃公委第 340612 号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年10月24日）から３年間
5	申請者の氏名又は名称及び住所		株式会社大一商会 名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地
	代表者		市原高明
	(1) 型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	規則第６条第１号イ第２種特別電動役物
		型式名	ＣＲハイパーチョッキモン
		製造業者名	株式会社大一商会
	検定番号		栃公委第 310718 号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年10月24日）から３年間

	(2)	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
			遊技機の区分	規則第６条第１号イ第２種特別電動役物
			型　式　名	ＣＲハイパーチョッキモンＧＸ
			製造業者名	株式会社大一商会
		検定番号		栃公委第 310737 号
		検定の有効期間		公示の日（平成15年10月24日）から３年間
6	申請者の氏名又は名称及び住所			株式会社エイペックス 東京都台東区上野七丁目６番５号
	代表者			望　月　光　三
	型式の概要		遊技機の種類	回胴式遊技機
			遊技機の区分	規則第６条第２号
			型　式　名	ブルーファングー30
			製造業者名	株式会社エイペックス
	検定番号			栃公委第 340571 号
	検定の有効期間			公示の日（平成15年10月24日）から３年間
7	申請者の氏名又は名称及び住所			株式会社平和 群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の８
	代表者			中　島　　潤
	(1)	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
			遊技機の区分	規則第６条第１号イ第１種特別電動役物
			型　式　名	ＣＲゴルゴ13ＹＪ２
			製造業者名	株式会社平和
		検定番号		栃公委第 300769 号
		検定の有効期間		公示の日（平成15年10月24日）から３年間
	(2)	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
			遊技機の区分	規則第６条第１号イ第１種特別電動役物
			型　式　名	ＣＲゴルゴ13ＸＪ２
			製造業者名	株式会社平和
		検定番号		栃公委第 300766 号

		検定の有効期間		公示の日（平成15年10月24日）から３年間
8	申請者の氏名又は名称及び住所			株式会社三共 群馬県桐生市境野町六丁目460番地
	代表者			毒島秀行
	（1）	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
			遊技機の区分	規則第６条第１号イ第１種特別電動役物
			型式名	ＣＲフィーバークリムゾンフィアＦＸ
			製造業者名	株式会社三共
		検定番号		栃公委第 300721 号
		検定の有効期間		公示の日（平成15年10月24日）から３年間
	（2）	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
			遊技機の区分	規則第６条第１号イ第１種特別電動役物
			型式名	ＣＲフィーバークリムゾンフィアＫＸ
			製造業者名	株式会社三共
		検定番号		栃公委第 300750 号
		検定の有効期間		公示の日（平成15年10月24日）から３年間
	（3）	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
			遊技機の区分	規則第６条第１号イ第１種特別電動役物
			型式名	ＣＲフィーバークリムゾンフィアＲＸ
			製造業者名	株式会社三共
		検定番号		栃公委第 300729 号
		検定の有効期間		公示の日（平成15年10月24日）から３年間
	申請者の氏名又は名称及び住所			株式会社三洋物産 名古屋市千種区今池三丁目９番21号
	代表者			金沢要求
	（1）	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
			遊技機の区分	規則第６条第１号イ第１種特別電動役物
			型式名	ＣＲ大工の源さんＬ52
			製造業者名	株式会社三洋物産

9		検定番号		栃公委第 300438 号
		検定の有効期間		公示の日（平成15年10月24日）から３年間
	(2)	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
			遊技機の区分	規則第６条第１号イ第１種特別電動役物
			型式名	ＣＲ大工の源さんＭ３
			製造業者名	株式会社三洋物産
		検定番号		栃公委第 200915 号
		検定の有効期間		公示の日（平成15年10月24日）から３年間
	(3)	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
			遊技機の区分	規則第６条第１号イ第１種特別電動役物
			型式名	ＣＲ大工の源さんM56
			製造業者名	株式会社三洋物産
		検定番号		栃公委第 300446 号
		検定の有効期間		公示の日（平成15年10月24日）から３年間
10	申請者の氏名又は名称及び住所			株式会社エイペックス 東京都台東区上野七丁目６番５号
	代表者			望月光三
	型式の概要		遊技機の種類	回胴式遊技機
			遊技機の区分	規則第６条第２号
			型式名	シマンチュウ―30
			製造業者名	株式会社エイペックス
	検定番号			栃公委第 340549 号
	検定の有効期間			公示の日（平成15年10月24日）から３年間

正　　誤

発行番号	ページ	行	正	誤
第1474号	８３５	１３	楢入沢川	入沢川
		１４	藤原町	楢原町

	８３７	下から15	樽沢川	樽沢川
		下から14	樽沢川	樽沢川
	８３９	１７	どじょう漁業 かじか漁業	どじょう漁業
第1503号	１１６８	下から11	字湯本道下	字湯本道
第1504号	１１７３	15	宮小来川	中小来川

毎週火・金曜日発行
（当日が休日に当たるときはその翌日）

発行人　栃　木　県
郵便番号320-8501　宇都宮市塙田１丁目１番20号

印刷所　新日本印刷株式会社
郵便番号320-0831　宇都宮市新町１丁目７番３号

購読料１カ月2,900円（消費税、地方消費税及び送料を含む。）